

○かほく市都市公園条例

平成16年3月1日

条例第152号

改正 平成17年3月16日条例第19号

平成24年12月19日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、かほく市都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の設置する都市公園は、別表第1のとおりとする。

2 前項の都市公園の区域は、市長が別に告示する。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4の定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の3 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 露店、写真業、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として案内又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 公衆に開放される行事で、厚生、娯楽を目的として、都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可をするに当たっては、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について

は、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 工作物若しくは備品を汚損し、又は破壊するおそれのある行為をすること。

(2) 土地の形質を変更すること。

(3) 樹木に登り、又は植物を採取し、若しくは損傷すること。

(4) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 柵内に立ち入ること。

(6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。

(7) 池又は水路に立ち入ること。

(8) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(9) たき火をすること。

(10) 指定された場所以外に、ごみその他の廃物又は汚物を捨てること。

(11) 他人に対し、著しく粗野その他の行為で迷惑をかけ、又はけん騒にわたること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の美観風致を害するような行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認める場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認める場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第6条の2 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の

規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期

- (4) 都市公園の復旧方法
 - (5) その他市長の指示する事項
- (占有許可事項の軽易な変更)

第8条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、都市公園の利用又は効用に影響を与えないもので、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の内部の塗装又は占有物件の外部の色彩を変えない塗装
 - (2) 占有物件の構造を変えない修繕
 - (3) 占有物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様
- (申請書添付書類)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第10条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者から、別表第2に定める使用料を徴収する。

- 2 前項に定めるもののうち年額をもって定めたもので、その許可の期間が1年未満の場合又は1年未満の端数がある場合は、月割りをもちて計算する。
- 3 第1項に定めるもののうち月額をもって定めたものについては、次に掲げるとおり計算する。

- (1) 許可を受けた開始の日の属する月及び終了の日の属する月において、1年未満の端数が生じた場合には、それぞれ1月とみなして計算する。
- (2) 許可の期間が30日を超えず、かつ、2月にまたがる場合には、前項の規定にかかわらず、1月とみなして計算する。

- 4 許可を受けた面積が1平方メートル未満の場合には、1平方メートルとみなし、1平方メートル以上の場合で、その面積に1平方メートル未満の端数がある場合にはこれを切り捨てて計算する。

- 5 許可を受けた長さについては、1メートル未満の場合には、1メートルとみなし、1メートル以上の場合で、その長さに1メートル未満の端数がある場合にはこれを切り捨てて計算する。

(使用料の減免)

第11条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することのできない事由によってそれぞれの許可に係る行為をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合

においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 次に掲げる場合は、使用料の全部又は一部を還付する。

- (1) 法第5条第1項、法第6条第1項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することのできない事由によって使用又は行為ができなくなった場合
- (2) 次条第2項の規定により、市の都合で許可を取り消した場合
- (3) 許可を受けた者が、許可に係る使用又は行為を開始する日の3日前までに許可の取消しを申し出た場合

2 使用料の還付額は、次のとおりとする。

区分		還付額
前項第1号に該当する場合		使用料の全額
前項第2号に該当する場合	許可に係る使用又は行為を開始する前に許可を取り消したとき。 許可に係る使用又は行為の期間中に許可を取り消したとき。	使用料の全額 取り消した日以後の許可期間の許可期間に対する割合に対応する使用料の額
前項第3号に該当する場合		使用料の額の9割相当額

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園より退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反する者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反する者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上、やむを得ない必要が生

じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第13条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第13条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、当該公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第13条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を市広報又は新聞紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第13条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第13条の5 市長は、法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却について、規則で定める方法により行うものとする。

(工作物等を返還する場合の手続き)

第13条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏

名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は、都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により、都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を講じたとき。

(5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を講じたとき。

(6) 第13条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を講じたとき。

(7) 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第15条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設についてこれを準用する。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項(第14条において、これらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条(第14条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第12条第1項又は第2項(第14条において、これらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第20条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の高松町都市公園条例(昭和49年高松町条例第16条)、七塚町都市公園条例(昭和51年七塚町条例第9号)又は宇ノ気町都市公園条例(昭和49年宇ノ気町条例第14号)(以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年3月16日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月19日条例第31号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

都市公園の名称及び位置

名称	位置
かほく市高松運動公園	かほく市高松
かほく市高松第一児童公園	かほく市内高松
かほく市高松墓園	かほく市高松

かほく市高松交通公園	かほく市高松
かほく市七塚中央公園	かほく市遠塚
かほく市白尾しらゆり公園	かほく市白尾
かほく市木津公園	かほく市木津
かほく市うのけ総合公園	かほく市下山田・気屋
かほく市宇野気公園	かほく市森
かほく市内日角青葉児童公園	かほく市内日角
かほく市内日角公園	かほく市内日角
かほく市七窪公園	かほく市七窪
かほく市谷公園	かほく市谷
かほく市内日角青空児童公園	かほく市内日角
かほく市宇野気本町児童公園	かほく市宇野気
かほく市森児童公園	かほく市森
かほく市宇ノ気水辺公園	かほく市大崎・内日角
かほく市潮見台公園	かほく市大崎
かほく市哲学の杜	かほく市内日角

別表第2（第10条関係）

種別	占用物件又は行為の種類	区別	単位	金額
都市公園の占用	電柱（支柱及び支線柱を含む。）	1年	1本	1,500円
	地下埋設物	1年	1m	100円
	立看板	1日	1m ²	51円
	工事用資材置場等置物として、一時利用の場合	1月	1m ²	900円
都市公園における制限行為	募金その他これに類する行為	1日	1人	10円
		1月	1人	300円
	露店、行商その他これに類する行為	1日	1m ²	76円
	写真業	1月	写真機1台	2,340円
		1年	写真機1台	18,850円

興行及び映画の撮影業	1月	活動写真機1台	18,850円
公開の行事、集会及び競技会	半日	1件	1,420円
	1日	1件	2,340円
展示会、博覧会その他これらに類する催し	半日	1件	1,420円
	1日	1件	2,340円